

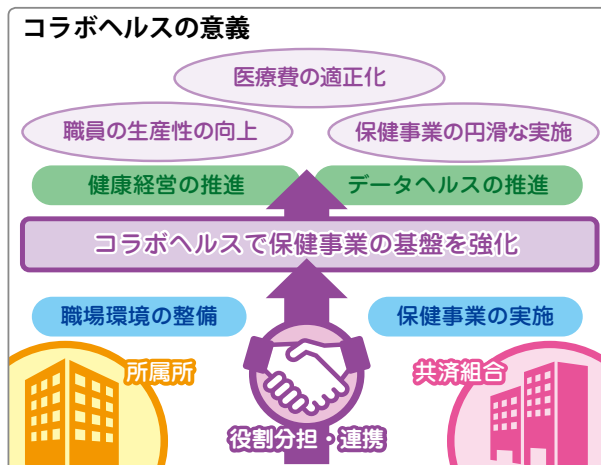
# 効果的な保健事業を実施するために 共済組合と所属所とのコラボヘルスを推進

共済組合では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員等の健康の保持増進のための保健事業（健康診査や保健指導等）を実施しています。

効果的な保健事業を実施するためには、共済組合と所属所の連携・協働（コラボヘルス）が不可欠です。

そこで、保健事業に係る健康診査結果等の共同利用と個人情報の取扱いについて、平成31年度から共済組合と所属所との間で覚書を締結して、保健事業を充実させます。

ご自身やご家族の健康管理を目的に行うものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



## 1 利用目的

生活習慣病の予防と疾病の早期発見等を目的に、次の保健事業を実施します。

- 健診事業 特定健康診査・人間ドック
- 保健指導事業 特定保健指導・若年者保健指導
- 受診勧奨 生活習慣病等重症化予防・歯科健診
- 健康セミナー 健康づくり講座

## 2 共同利用する個人情報の項目

- 組合員及び被扶養者の記号番号・氏名・年齢・性別・住所
- 健康診査結果（共済組合が実施する人間ドック及び所属所が実施する健康診断の健診結果及び問診内容）
- 保健指導内容（保健指導対象者の保健指導レベル及び保健指導内容）

※共同利用する個人情報には、レセプト（診療報酬明細書：病歴・治療内容等）は含まれません。ただし、レセプトから、生活習慣病の予防対象者の抽出に必要な内容（生活習慣病関連疾患に関する通院や服薬状況）は含みます。

## 3 共同利用する者の範囲

- 所属所（市、町、一部事務組合等）
- 三重県市町村職員共済組合
- 保健事業委託業者

## 4 個人情報の管理責任者

- 所属所 各所属所 共済組合事務担当課長
- 共済組合 三重県市町村職員共済組合 保険課長
- 保健事業委託業者 委託業者 個人情報管理責任者

## 5 その他

- 地方公務員等共済組合法第18条及び個人情報の保護に関する法律第23条第5項3号の規定に則り、健康診査の結果等を共済組合と所属所で共有し、活用することとします。また、共同利用する個人情報は、事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用します。